

予 防 規 程

(準 則)

川 崎 市 消 防 局

川崎市危険物等保安審議会

昭和 52 年 4 月作成
平成 17 年 11 月一部改正 危険要因の把握及び地震対策追加
平成 24 年 10 月一部改正 津波対策の追加
(地方公共団体等で作成される津波浸水想定区域図等において浸水域に所在する施設を対象とする)
令和 7 年 9 月一部改正 風水害対策の追加

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 総 則 | 1 |
| 1. 1 目 的 | 1 |
| 1. 2 適用範囲 | 1 |
| 1. 3 周知義務 | 1 |
| 1. 4 遵守義務 | 1 |
| 1. 5 他規程の準用 | 1 |
| 1. 6 細則への委任 | 1 |
| 1. 7 規程の改廃等 | 1 |
| 2. 保安管理体制 | 1 |
| 2. 1 予防管理組織 | 1 |
| 2. 2 自衛消防組織 | 2 |
| 3. 予防管理 | 3 |
| 3. 1 危険要因の把握に基づく事故防止の推進 | 3 |
| 3. 2 火気管理 | 3 |
| 3. 3 運転管理 | 5 |
| 3. 4 貯蔵及び取扱管理 | 6 |
| 4. 施設及び設備管理・工事管理 | 7 |
| 4. 1 施設及び設備管理 | 7 |
| 4. 2 一般工事管理 | 7 |
| 4. 3 重要工事管理 | 8 |
| 5. 災害対策 | 10 |
| 5. 1 消防機関等への通報 | 10 |
| 5. 2 緊急措置 | 10 |
| 5. 3 事故後の措置 | 10 |
| 6. 教育・訓練 | 10 |
| 6. 1 教 育 | 10 |
| 6. 2 訓 練 | 11 |
| 7. 地震・津波対策 | 12 |
| 7. 1 地震・津波防災体制 | 12 |
| 7. 2 情報の収集・伝達 | 12 |
| 7. 3 動員計画 | 12 |
| 7. 4 緊急措置計画 | 13 |
| 7. 5 点検計画 | 14 |
| 7. 6 避難計画 | 14 |
| 7. 7 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は 発生するおそれがある場合の対策 | 14 |

| | | | |
|----|----|----------------|----|
| 7. | 8 | 警戒宣言時の措置 | 15 |
| 7. | 9 | 情報に基づく措置 | 15 |
| 7. | 10 | 動員等 | 16 |
| 7. | 11 | 医薬品、非常食等の保管 | 16 |
| 7. | 12 | 消防設備等の点検 | 16 |
| 7. | 13 | 防災機材等の点検 | 16 |
| 7. | 14 | 製造施設等の措置 | 16 |
| 7. | 15 | その他の施設等の措置 | 17 |
| 7. | 16 | 警戒宣言の解除 | 17 |
| 7. | 17 | 地震・津波防災に係る教育訓練 | 17 |
| 8. | | 風水害対策 | 18 |
| 9. | | 雑 則 | 18 |
| 9. | 1 | 表 彰 | 18 |
| 9. | 2 | 違反者への措置 | 18 |
| 9. | 3 | 認可申請の添付図書 | 18 |
| 9. | 4 | 変更届の範囲 | 18 |

1. 総 則

1. 1 目 的

この規程は、消防法第14条の2の規定に基づき、各事業所（以下「事業所」という。）における危険物の取扱作業、貯蔵方法その他防火管理上必要な事項について定め、火災その他の災害を防止することを目的とする。

1. 2 適用範囲

この規程は、事業所の全域について適用する。

1. 3 周知業務

事業所の長は、事業所に勤務する者及び立ちに入る者に、この規程を周知徹底させる。

1. 4 遵守業務

事業所に勤務する者及び立ちに入る者は、この規程を遵守するものとする。

1. 5 他規程の準用

この規程のほか、1. 1に係る定めがある場合は、当該内容を準用することができるものとする。

1. 6 細則への委任

この規程の実施に関して、必要な細則を定めることができるものとする。

1. 7 規程の改廃等

事業所の長は、この規程の改正及び細則の制定又は改廃を行うときは、予防担当部門のほか、次の者を立案に参画させるものとする。

- (1) 危険物保安統括管理者
- (2) 防火管理者
- (3) 危険物保安監督者のうちから、事業所の長が予め指名する者
- (4) 危険物施設保安員のうちから、事業所の長が予め指名する者

2. 保安管理体制

保安管理を推進するため、次の予防管理組織及び自衛消防組織を置くものとする。

2. 1 予防管理組織

予防管理組織は、次のとおりとする。

2. 1. 1 構 成

- (1) 危険物保安統括管理者
- (2) 防火管理者
- (3) 危険物保安監督者
- (4) 危険物施設保安員（危険物取扱者）
- (5) 火元責任者
- (6) 予防担当部門〔 課（係）〕

2. 1. 2 業 務

- (1) 危険物保安統括管理者は、危険物の製造、貯蔵及び取扱に関する保安の業務並びに火災その他の災害予防及び災害発生時における拡大防止に関することを統括管理する。
- (2) 防火管理者は、防火対象物の災害予防及び災害拡大防止に関することを管理する。
- (3) 危険物保安監督者は、危険物保安統括管理者の指示を受け、次の業務を行う。
- ア 危険物製造所等（以下「製造所等」という。）の位置、構造及び設備が法第10条第4項の技術上の基準に適合するように監督する。
 - イ 製造、貯蔵及び取扱の方法が法第10条第3項の技術上の基準並びにこの規程に適合するように監督する。
 - ウ 定期自主検査の実施を監督する。
 - エ 製造所等の状況について、巡視及び点検を行う。
 - オ 災害の発生又はそのおそれがある場合は、作業者を指揮して応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関その他関係のある者に連絡する。
 - カ 危険物施設保安員（危険物取扱者）に製造所等の位置、構造及び設備に係る保安のための業務を行わせる。
 - キ 火災等の災害の防止に関し、隣接施設その他関連する施設の関係者と連絡を確保する。
 - ク その他保安上必要なこと。
- (4) 危険物施設保安員（危険物取扱者）は、危険物保安監督者の指示を受け、次の業務を行う。
- ア 製造所等の位置、構造及び設備が法第10条第4項の技術上の基準に適合するように維持する。
 - イ 定期点検を実施する。
 - ウ 災害の発生又はそのおそれがある場合は、危険物保安監督者に協力して、応急措置を実施する。
 - エ その他保安上必要なこと。
- (5) 火元責任者は、防火管理者の指示を受け、防火対象物の火気管理を行う。
- (6) 予防担当部門は、危険物保安統括管理者を補佐し、次の業務を行う。
- ア 予防規程の立案及び整備を行う。
 - イ 保安教育計画の立案及び推進を図る。
 - ウ 製造所等に係る保安についての基本方針を立案する。
 - エ 製造所等に係る保安について、関係者を指導し、必要に応じて勧告する。
 - オ 防災訓練の企画及び推進を図る。
 - カ 災害が発生した場合は、原因を調査し、改善策を検討する。
 - キ 製造所等に係る保安に関する情報を収集する。

2. 1. 3 代 理

事業所の長は、予め予防管理組織を構成する者のそれぞれの代理者を指名し、当該構成者が旅行、疾病その他の事故によって職務を行うことができない場合は、その職務を代行させる。

2. 2 自衛消防組織

自衛消防組織は、次のとおりとする。

2. 2. 1 構成

- (1) 非常対策本部
- (2) 消防技術説明者
- (3) 総務班
- (4) 消防隊
- (5) 救護班
- (6) 警備班

2. 2. 2 業務

- (1) 非常対策本部は、災害の鎮圧及び拡大の防止に係るすべてを指揮統括する。
- (2) 消防技術説明者は、消防機関の行う消防活動について必要な情報を提供する。
- (3) 総務班は、非常対策本部の事務を補佐し、渉外連絡、調整及びその他各班の所掌に属さない業務を行う。
- (4) 消防隊は、災害の鎮圧及び拡大の防止その他の消防活動を行う。
- (5) 救護班は、負傷者の救出及び介護を行う。
- (6) 警備班は、警備並びに避難者の誘導等を行う。

2. 2. 3 代理

事業所の長は、予め自衛消防組織を構成する者のそれぞれの代理者を指名し、当該構成者が旅行、疾病その他の事故によって業務を行うことができない場合には、その業務を代行させる。

3. 予防管理

3. 1 危険要因の把握に基づく事故防止の推進

3. 1. 1 危険要因の定義

この規程中「危険要因」とは、火災・爆発、漏えい又は破損の発生・拡大の要因をいう。

3. 1. 2 実施体制の確保

事業所の長は、製造所及び一般取扱所の取扱工程や設備等変更に伴い生じる危険要因の変化を事前に把握したうえで、有効な事故防止対策を講じさせる実施体制を定めておかなければならぬ。

3. 1. 3 実施の時期

危険要因の把握に伴う事故防止対策は、次の場合に実施するものとする。

- (1) 製造所及び一般取扱所の危険物の取扱工程又は設備等の変更が生じる場合
- (2) 類似施設等で事故が発生した場合
- (3) その他事業所の長が必要と認めた場合

3. 2 火気管理

3. 2. 1 火気及び火気作業の定義

この規程中火気とは、次に係るものとし、火気作業とは、火気を使用して行う工事若しくは作業とする。

- (1) 溶接、溶断、燃焼、焼却、ロウ付け、ハンダ付け、鉛打ち、電動機器等電気火花を発生するもの、はつり等衝撃火花を発生するもの、内燃機関、高熱物等
- (2) 湯沸器、電熱器、ストーブ、喫煙、焚火等
- (3) ボイラー、加熱炉等

3. 2. 2 火気使用の原則

- (1) 事業所内を火気使用区域と火気使用禁止区域に区分する。
- (2) 火気使用区域であってもみだりに火気を使用してはならない。
- (3) ボイラー、加熱炉等常時火気を使用するものについては、取り扱いを基準化して管理しなければならない。
- (4) 火気使用禁止区域では、原則として火気を使用してはならない。
- (5) 火気使用禁止区域内において、火気を使用する時は、3. 2. 3から3. 2. 7までに定めるところによらなければならない。

3. 2. 3 火気使用の許可

- (1) 火気使用禁止区域内において火気作業を行おうとするとき、当該作業責任者は、予め予防担当部門等の許可を受けなければならない。
ただし、休日、夜間等に予期しない緊急の火気使用が必要となった場合は、当該火気作業の責任者は、この旨を当該火気作業の行われる区域の責任者（以下「区域責任者」という。）及び予防担当部門に連絡し、その指示に従わなければならない。
この場合において予防担当部門等は、緊急火気作業の許可に関して必要な事項を予め定めておくものとする。
- (2) 予防担当部門等は、(1) の許可に係る願出を受けた時は、火気作業の内容、火気の種類、期間、予防措置及び周囲の危険性等について検討し、安全上支障ないと認める場合は、許可することができるものとする。この場合において、特に火気管理上必要な条件があるときは、これを遵守させなければならない。
- (3) 予防担当部門等は、(2) の許可事項及び条件を当該火気作業の責任者及び区域責任者に通知しなければならない。
- (4) (2) 及び (3) に係る作業内容等を変更する場合は、(1) の例により当該変更事項について許可を受けなければならない。

3. 2. 4 火気作業の開始及び終了

- (1) 火気作業の責任者は、当該火気作業場所の見易いところに許可に係る標識を掲出し、区域責任者に毎日作業の開始及び終了を連絡しなければならない。
- (2) 区域責任者は許可事項及び条件等が全て充足されていることを火気作業の責任者立会いのもとに確認した後でなければ、火気作業に着手させてはならない。

3. 2. 5 火気使用記録の保存

予防担当部門及び火気作業の責任者は、火気作業許可に係る書類について、保存期間を定め保存しなければならない。

3. 2. 6 火気作業従事者の遵守事項

火気作業に従事する者は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 火気作業中は、許可事項及び条件を常に確認しながら実施し、これを変更しないこと。

- (2) 火気使用場所には、消火器等を適切に配置すること。
- (3) 火気を周辺に飛散させないこと。
- (4) 火気作業場所は、常に整理整頓すること。
- (5) 作業の中止及び終了時は、安全を確認すること。
- (6) 火気作業の責任者及び立会者の指示に従うこと。
- (7) 火災、危険物・可燃性ガスの漏えい・噴出又は人身事故等の災害を発見した場合は、直ちに立会者、運転担当部門、工事担当部門又は予防担当部門に通報すること。

3. 2. 7 自動車等の規制

予防担当部門は、危険物運搬車両及び一般車両について次の事項を基準化し、これを遵守させなければならない。

- (1) 入門手続
- (2) 構内速度制限
- (3) 通行禁止等順路の指定
- (4) 駐停車及び進入禁止場所の指定
- (5) その他運転手の遵守事項

3. 3 運転管理

3. 3. 1 運転基準の作成

事業所の長は、製造所等を誤操作なく安全かつ適正に運転するため次のことを考慮して、一般操作及び特別操作の基準を作成し、これを遵守させなければならない。

- (1) 規制の内容
 - ア 漏えい、流出、飛散
 - イ 容器、配管等の腐食、破損
 - ウ 振動、衝撃
 - エ 通風、換気
 - オ 静電気の発生
 - カ 暴走反応等
 - キ 注意、警戒、禁止等の表示
 - ク その他
- (2) 基準の内容
 - ア 装置、設備の目的、特色
 - イ 原材料と収率
 - ウ ユーティリティー
 - エ 主要機器の取扱方法
 - オ 安全装置、非常用機器及び誤操作防止の諸設備、機器具の取扱方法
 - カ 運転条件及び制御方法
 - キ スタートアップの方法
 - ク シャットダウンの方法
 - ケ その他

3. 3. 2 緊急措置基準の作成

事業所の長は、製造所及び一般取扱所における緊急時に安全かつ迅速に運転停止するため次のことを考慮して基準を作成し、これを遵守させなければならない。

- (1) 原材料の措置（ページ、ブローダウン、ブロック等）
- (2) 火気の防止（ボイラー、加熱炉等の消火）
- (3) 降温、降圧
- (4) 関連設備に対する措置（保安用スチーム、窒素の導入等の措置を含む。）
- (5) 有害（毒）物、電離放射線等の措置
- (6) その他

3. 3. 3 基準の改正

基準は、設備及び運転操作の変更あるいは技術の進歩に合致するよう定期的に見直し、必要に応じて改正しなければならない。

3. 3. 4 運転停止に伴う責任

事業所の長は、休日、夜間に勤務する者から代行できる緊急停止権者を定め、その者の緊急停止権に係る行為についての責任は問わないものとする。

3. 3. 5 巡視点検

危険物保安監督者及び危険物施設保安員（危険物取扱者）は、運転中の製造所等の状況を常に把握するため次のことを考慮してチェックリストを作成し、周期を定めて巡視点検を行わなければならない。

- (1) 外観（漏えい、腐食、摩耗、亀裂その他の損傷の有無）
- (2) 計器類の指示、警報、制御状態（圧力、温度、流量、液面等）
- (3) 回転機器の振動、異常音、異常昇温その他の駆動状況
- (4) 塔、槽、熱交、配管、バルブ等の振動、異常音
- (5) ボイラー、加熱炉等の燃焼状況
- (6) その他主として五感による点検

3. 3. 6 異常時の措置

巡視点検で異常を発見した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、改善しなければならない。

3. 3. 7 記録の保存

危険物保安監督者は、巡視点検結果に関する記録について、保存期間を定め保存しなければならない。

3. 4 貯蔵及び取扱管理

3. 4. 1 貯蔵及び取扱基準の作成

事業所の長は、製造所等における貯蔵及び取扱について、法令の定めあるもののほか、次のことを考慮して基準を作成し、これを遵守させなければならない。

- (1) 規制の内容

3. 3. 1 (1) の例による。

- (2) 基準の内容

- ア タンクの受払い等在槽管理
- イ タンクのヒーティング、水切り
- ウ タンク間の移送
- エ 海上、陸上における入荷、出荷

- オ 危険物の混合、添加剤の混入
- カ 防油堤の水抜き等
- キ 船舶、トラック、ローリー、タンク貨車等の管理
- ク 緊急時の措置
- ケ その他

3. 4. 2 基準の改正

3. 3. 3を準用する。

3. 4. 3 巡視点検及び記録の保存

3. 3. 5から3. 3. 7までの例による。

4. 施設及び設備管理・工事管理

4. 1 施設及び設備管理

4. 1. 1 点検・検査基準の作成

事業所の長は、3. 3. 5及び3. 4. 3で行う点検のほか、施設及び設備の維持管理の徹底を図るため、次のことを考慮して施設及び設備（消火設備を含む。）ごとの点検・検査基準を作成し、これにより危険物施設保安員（危険物取扱者）に点検及び検査を実施させなければならない。

- (1) 点検・検査項目
- (2) 点検・検査方法
- (3) 点検・検査周期
- (4) 判定基準

4. 1. 2 異常時の措置

点検及び検査で異常を発見した場合は、直ちに応急の措置を構ずるとともに、改善しなければならない。

4. 1. 3 台帳の作成及び記録の保存

施設及び設備ごとに台帳を作成し、点検・検査の結果並びに異常時の措置等に関する記録について、保存期間を定め保存しなければならない。

4. 2 一般工事管理

4. 2. 1 適用範囲

一般工事管理は4. 3に定める重要工事以外の工事に適用する。

4. 2. 2 工事作業の許可

- (1) 工事又は作業を行おうとするときは、当該工事又は作業の責任者（以下「作業責任者」という。）は、予め予防担当部門等の許可を受けなければならない。
ただし、次の作業については、この限りでない。

- ア 火気使用区域の作業所内（工作工場等）で行う作業
- イ 定常的に行う火気を使用しない点検又は保守作業
- ウ 定常的に行う清掃又は運搬作業

- (2) 予防担当部門等は、(1)に係る願出を受けたときは、工事又は作業の内容等を検討し、安全上支障ないと認める場合は、許可することができるものとする。
この場合において、特に工事又は作業管理上必要な条件があるときは、これを遵守させなければならない。
- (3) 予防担当部門等は、(2)の許可事項及び条件を、作業責任者及び当該工事又は作業の行われる区域の責任者（以下「工事区域責任者」という。）に通知しなければならない。
- (4) (2) 及び (3) に係る工事又は作業の内容等を変更する場合は、(1)の例により、当該変更事項について許可を受けなければならない。

4. 2. 3 工事・作業の開始及び終了

- (1) 作業責任者は、当該工事又は作業の場所の見易いところに許可に係る標識を掲出し、工事区域責任者に毎日作業の開始及び終了を連絡しなければならない。
- (2) 工事区域責任者は、許可事項、条件等が全て充足されていることを作業責任者立会いのもとに確認した後でなければ作業に着手させてはならない。

4. 2. 4 記録の保存

予防担当部門及び作業責任者は、工事ごとに工事経過及び内容に関する記録について、保存期間を定め保存しなければならない。

4. 2. 5 作業者の遵守事項

工事等に従事する者は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 立会者の指示に従うこと。
- (2) 事業所の安全基準に従うこと。
- (3) 定められた作業方法によること。
- (4) 他の作業者等の安全についても配慮すること。
- (5) 危険物、可燃性ガスをみだりに出さないこと。
- (6) 火災、危険物・可燃性ガスの漏えい、噴出又は人身事故等の災害を発見した場合は、直ちに立会者、運転担当部門、工事担当部門又は予防担当部門に通報すること。
- (7) 火気使用禁止区域には、みだりに火気を持ち込まないこと。

4. 3 重要工事管理

4. 3. 1 適用範囲

重要工事管理は、次のいずれかに該当する工事（以下「重要工事」という。）に適用する。

- (1) 周囲に危険物又は可燃性ガスが存在し、若しくは火気使用禁止区域として指定された区域内での火気工事。
- (2) 運転中若しくは内部に危険物又は可燃性ガスが存在する塔槽類、回転機器又は配管などの工事。
- (3) その他災害が発生するおそれのある工事で事業所の長が指定するもの。

4. 3. 2 工事責任者

- (1) 事業所の長は、重要工事を実施する都度、運転担当部門の長、工事担当部門の長、予防担当部門の長又は実情に応じてこれらの者を統括する者を工事責任者として選任しなければならない。
- (2) 工事責任者は、工事の実施に伴う災害の防止のための全ての責任と権限を有する。
- (3) 工事責任者は、立会者を定め、工事の中止その他災害防止措置等安全確保のための指示権を委任することができる。

4. 3. 3 工事の許可

工事を行おうとするときは、工事責任者は当該工事計画について事前に事業所の長の許可を受けなければならない。

4. 3. 4 着工前の措置

- (1) 工事責任者、運転担当部門、工事担当部門（協力会社を含む。）及び予防担当部門は、事前に工事計画、工事内容、安全対策等について十分に打ち合わせを行い、その結果を各部門の担当者に周知徹底させなければならない。
- (2) 工事が他の施設又は設備に影響を及ぼすおそれのある場合は、当該施設又は設備の運転担当部門も打ち合わせに参加させなければならない。
- (3) 運転担当部門は、工事責任者の指示に基づき、バルブの開閉、連絡管の縁切り、危険物・可燃性ガスの除去、ガス・蒸気の検知等工事の安全確保のための引渡作業を完全に実施しなければならない。
- (4) 運転担当部門並びに工事担当部門又は予防担当部門は、引渡作業が指示通りに完了し、工事着工に支障のないことを現場において確認しなければならない。
- (5) 運転担当部門又は予防担当部門は、安全確認終了後でなければ工事担当部門に工事着手の承認を与えてはならない。
- (6) 工事担当部門は、工事場所の見易いところに許可に係る標識を掲出し、当該工事の着手又は終了を運転担当部門又は予防担当部門に連絡しなければならない。

4. 3. 5 工事中の立会

- (1) 運転担当部門並びに工事担当部門又は予防担当部門は、工事の安全を確保するために立ち会わなければならない。
- (2) 事前打ち合せ内容と異なる工事又は災害のおそれのある工事が行われたときは、立合者は工事の中止等災害防止のために必要な一切の指示を行わなければならない。

4. 3. 6 計画変更時の措置

工事途中において計画変更が生じた場合は、変更内容について、改めて4. 3. 4の着工前の措置をしなければならない。

4. 3. 7 工事完了後の措置

- (1) 運転担当部門は、工事責任者の指示に基づき、バルブの開閉、縁切り管の復旧等、ガスページ及びガス検知その他施設又は設備の使用再開のための引継作業を完全に実施しなければならない。
- (2) 運転担当部門又は予防担当部門は、引継作業が指示どおりに行われ、施設又は設備の使用再開に支障がないことを現場において確認しなければならない。

4. 3. 8 記録の保存

工事責任者は、工事ごとに工事経過及び内容に関する記録について、保存期間を定め保存しなければならない。

4. 3. 9 作業者の遵守事項

4. 2. 5を準用するほか、火気使用禁止区域において発熱又は火花を発するおそれのある作業を行うときは、散水等の措置を構ずること。

4. 3. 10 一般工事への準用

一般工事についても、必要に応じ重要工事の項目を準用できるものとする。

5. 災害対策

5. 1 消防機関等への通報

- (1) 事業所の長は、火災、爆発、危険物の漏えいその他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害（以下「火災等」という。）が発生した場合に、直ちに消防機関、事業所内、関係諸機関並びに近隣各事業所へ通報する方法を定めておかなければならない。
- (2) 火災等を発見した者は、(1)に定めるところにより直ちに通報しなければならない。

5. 2 緊急措置

- (1) 事業所の長は、火災等が発生した場合の緊急措置対策について、次のことを考慮して施設ごとに定めておかなければならない。
 - ア 緊急停止
 - イ 死傷者の救出
 - ウ 消火・延焼拡大防止
 - エ 漏えい・流出防止
 - オ 避難
- (2) 従業員は、(1)に定めるところにより緊急措置を行わなければならない。

5. 3 事故後の措置

- (1) 事業所の長は、事故現場に關係者以外の立入を禁止し、現場を保存しなければならない。
- (2) 事業所の長は、事故内容を検討してその原因を究明し、類似の事故防止に努めなければならない。

6. 教育・訓練

6. 1 教育

6. 1. 1 計画及び実施

- (1) 事業所の長は、事前に年間の保安教育の大綱を各課・係及び常駐協力会社（以下「各職場」という。）に示し、具体的な計画案を作成させなければならない。
- (2) 各職場の長は、年間保安教育計画案を作成し、保安教育担当部門に提出しなければならない。

- (3) 保安教育担当部門の長は、その計画案について検討のうえ、事業所全体の年間計画案を作成し、事業所の長に提出しなければならない。
- (4) 事業所の長は、保安教育実施計画を決定する場合は危険物保安統括管理者、防火管理者等の意見を聴かなければならない。
- (5) 臨時作業者の教育について各職場の長は、その都度保安教育担当部門と協議し、必要な教育事項案を作成し、事業所の長の承認を受けなければならない。
- (6) 各職場の長は、決定（承認）された保安教育計画に基づき保安教育を実施しなければならない。
- (7) 各職場の長は、教育実施の都度その記録を保安教育担当部門に提出しなければならない。
- (8) 保安教育担当部門の長は各職場の実施状況を的確に把握し、不備のある場合は改善するよう指導しなければならない。

6. 1. 2 教育の種類と内容

- (1) 教育の対象者を次のように区分する。
 - ア 関係従業員（運転担当部門及び工事担当部門の従業員）
 - イ 一般従業員（ア以外の従業員）
 - ウ 新入従業員（経験1年未満の従業員）
 - エ 常駐協力会社従業員
 - オ 臨時作業者
- (2) 教育の内容は、次のとおりとする。
 - ア 保安意識
 - イ 関係法令
 - ウ 危険物の防火、防爆知識
 - エ 運転基準、作業標準等
 - オ 災害発生時の措置
 - カ その他保安関係規程、基準類

6. 1. 3 記録の保存

保安教育担当部門は、保安教育の実施記録について、保存期間を定め保存しなければならない。

6. 2 訓 練

6. 2. 1 計画及び実施

- (1) 事業所の長は、事前に年間の訓練の大綱を各職場並びに総合訓練担当部門に示し、具体的な計画案を作成させなければならない。
- (2) 各職場の長並びに総合訓練担当部門の長は、年間訓練計画案を作成し、保安訓練担当部門に提出しなければならない。
- (3) 保安訓練担当部門の長は、その計画案について検討のうえ、事業所全体の年間計画案を作成し事業所の長に提出しなければならない。
- (4) 事業所の長は、訓練計画案を決定する場合は危険物保安統括管理者、防火管理者、自衛消防隊長等の意見を聴かなければならない。
- (5) 各職場の長並びに総合訓練担当部門の長は、訓練計画に基づき訓練を実施しなければならない。
- (6) 各職場の長並びに総合訓練担当部門の長は、訓練実施の都度その記録を保安

訓練担当部門に提出しなければならない。

- (7) 保安訓練担当部門の長は、各職場の実施状況並びに総合訓練状況を的確に把握し、不備のある場合は改善するよう指導しなければならない。

6. 2. 2 訓練の種類と内容

- (1) 訓練の種類を次のように区分する

ア 職場別防災訓練
イ 総合防災訓練
ウ 地域防災訓練

- (2) 訓練の内容は、次のとおりとする。

ア 通報
イ 装置の緊急停止
ウ 防消火設備の取扱いと消火戦術
エ 避難

6. 2. 3 記録の保存

保安訓練担当部門は、訓練実施の記録について、保存期間を定め保存しなければならない。

7. 地震・津波対策

津波対策は、地方公共団体等で作成される津波浸水想定区域図等において浸水域に所在する施設を対象とする。

7. 1 地震・津波防災体制

地震・津波災害を防止するための防災体制組織を定めておかなければならぬ。

7. 2 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達を行う組織等は、次のとおりとする。

- (1) 担当部署

ア 平日昼間 担当課（係）
イ 休日、夜間 宿日直者

- (2) 業務

ア 情報の収集と整理
イ 地震・津波対策本部及び事業所内への情報の伝達
ウ 情報の収集及び伝達に必要な機材の管理
エ その他情報の収集・伝達に必要な事項

- (3) 情報の収集・伝達機材等

地震計、テレビ、ラジオ、電話、無線機（トランシーバー含む。）、パソコン、コンピューター、場内放送設備、広報車等を活用する。

7. 3 動員計画

事業所の長は、地震又は津波災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、次の事項を規定した動員計画を定めておかなければならぬ。

- (1) 動員区分（動員者）

- (2) 動員方法

- (3) 連絡方法

- (4) 参集時の留意事項
- (5) その他必要な事項

7. 4 緊急措置計画

7. 4. 1 施設の緊急措置

事業所の長は、施設の地震・津波災害防止のため施設の重要性、危険性に応じて施設の緊急措置基準及び緊急措置設定値を定めておかなければならぬ。

7. 4. 2 施設の緊急停止の方法及び手順

次の事項を考慮し、施設の緊急停止の方法及び手順を定めておかなければならぬ。

- (1) 設備の破損、停電、浸水が発生した場合の対応
- (2) 津波襲来までの時間に応じた対応
- (3) 緊急停止に伴い、装置等での異常反応や圧力上昇等により、火災や流出等の事故が発生することがないよう、工程に応じた対応
- (4) 緊急停止に係る設備機能が作動しない、又は操作できない場合の対応

7. 4. 3 施設の緊急停止等の実施体制

次の事項を含め、緊急停止等の実施体制を定めておかなければならぬ。

- (1) 緊急停止等に対応できる時間が限られていることを考慮した上で、短時間で効果的に実施するための判断基準、権限及び従業員の役割
- (2) 休日、夜間等従業員の少ない時間帯における実施体制

7. 4. 4 屋外タンク貯蔵所における緊急措置計画

(1) 特定屋外タンク貯蔵所

ア タンク底板から3メートル以上の津波浸水被害が想定されるタンク

津波による被害を受けた場合、配管を通じたタンクからの危険物の流出を防止するため、次の(ア)又は(イ)の措置を定めておかなければならぬ。

ただし、津波により配管が破損した場合においてもタンクに貯蔵された危険物が当該破損箇所から流出するおそれがない場合は、この限りではない。

(ア) 津波到達までの時間、及び従業員の避難を考慮した上で、休日、夜間に問わず、従業員がタンク元弁を手動で閉止できる体制を構築すること。

(イ) 配管とタンクとの結合部分の直近に、予備動力源が確保された遠隔操作によって閉鎖する機能を有する弁(緊急遮断弁等)を設置すること。

イ ア以外の特定屋外タンク貯蔵所

タンクの津波被害予測を行った上で、可能な限り、危険物の流出を最小限にとどめるための対策を行う。

(2) 特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所

タンクの津波被害予測を行った上で、可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための対策を行う。

7. 4. 5 緊急措置実施時の責任

緊急措置基準に基づき緊急停止を実施した結果についての責任は問わないものとする。

7. 5 点検計画

事業所の長は、地震又は津波災害が発生した場合に備え、点検を必要とする施設について施設ごとに点検の方法等を定めなければならない。

- (1) 危険物等の漏えい、流出の有無
- (2) 用役設備（電力、空気、水、スチーム、窒素等）の異常の有無
- (3) 施設の損傷等の有無
- (4) その他必要に応じた施設の精密点検

7. 6 避難計画

地震災害が拡大し、又は津波による災害の発生が予想され、避難を行う場合は次のとおりとし、従業員（従業員以外の入構者を含む。）へ周知しなければならない。

7. 6. 1 避難方法の区分

(1) 第1次避難

地震災害が拡大した場合と津波による災害の発生が予想される場合を区別し、地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮した上で、適切な場所を定める。

(2) 第2次避難

事業所外に定める。

7. 6. 2 避難体制

次の事項を含めた避難体制を定めておかなければならない。

- (1) 指揮者及び誘導者
- (2) 避難経路（地盤の液状化、構造物の破損等を考慮すること。）
- (3) 携行品
- (4) 連絡方法（設備の破損、停電、浸水等により通常使用している通信機器等が使用できない場合も考慮した上、津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、津波襲来の切迫性も含めて従業員等へ伝達する方法を含めること。）

7. 7 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の対策

7. 7. 1 地震・津波防災体制の発令及び解除

事業所の長（休日、夜間は予め定められた者）は、次の場合に地震・津波防災体制の編成を発令し必要な人員の動員を行うものとする。

また、必要がないと判断した時点での解除を指示する。

- (1) 事業所で定める緊急措置設定値以上の規模の地震が発生した場合
- (2) 地震に伴う津波が発生した場合
- (3) 地震に伴う津波が発生するおそれがある場合
- (4) 前各号のほか、地震・津波防災体制の編成が必要と認められる場合

7. 7. 2 点検の実施指示

事業所の長（休日、夜間は予め定められた者）は、次の場合に現場責任者に対して点検の実施を指示するものとする。

- (1) 事業所で定める点検実施設定値に達する地震が発生した場合

- (2) 津波による浸水が引いた場合（津波による浸水被害のなかった施設は除く。）
- (3) 前各号のほか、特に施設の点検を実施する必要があると判断した場合

7. 7. 3 緊急措置の実施

現場責任者は、次の場合に緊急措置計画の定めるところにより、速やかに緊急措置を実施しなければならない。

- (1) 事業所で定める緊急措置設定値以上の地震が発生した場合
- (2) 施設に影響を及ぼすような津波発生のおそれがある場合
- (3) 前各号のほか、地震又は津波の規模が不明確で施設の安全確保のため必要と認めた場合

7. 7. 4 地震・津波防災体制による活動

7. 7. 1 に定めた地震・津波防災体制を編成した際は、活動を速やかに実施しなければならない。

7. 7. 5 避難の実施

- (1) 事業所の長は、地震災害が拡大して防ぎよ不能となった場合及び津波が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命に危険が認められる場合は避難を指示するものとする。
- (2) 現場責任者は、第2次避難を行う前に施設の安全確保のため必要な措置を実施しなければならない。

7. 8 警戒宣言時の措置

大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言等が発令されたときにとらなければならない措置及び行動は、次のとおりとする。

7. 8. 1 情報収集の部署

7. 2 に定めるところによるものとする。

7. 8. 2 情報収集の報告

情報収集担当部署は、警戒宣言の発令を覚知したときは直ちに事業所の長に報告するものとする。

7. 9 情報に基づく措置

事業所の長は、情報担当部署から警戒宣言が発令された旨の報告を受けた時は、その内容に応じ必要な担当部門の長を招集し、動員、点検整備、施設の措置等について必要な指示を行うものとする。

7. 9. 1 休日、夜間等

報告を受けた事業所の長は、予め定められた者に対し、動員、点検整備、施設の措置について、必要な指示を行うものとする。

7. 9. 2 地震防災応急体制

地震防災応急体制は、次の項目について定めておかなければならぬ。

- (1) 通常勤務時間内の場合
- (2) 休日、夜間等の場合

7. 10 動員等

動員等については、次のとおりとする。

7. 10. 1 通常勤務時間内の場合

7. 9. 2 (1) の構成員以外の従業員については、帰宅させるものとする。

7. 10. 2 休日、夜間等の場合

7. 9. 2 (2) の構成員は、警戒宣言の発令を覚知した時は、速やかに出社するものとする。

7. 10. 3 参集時の留意事項

7. 3 (4) に定めるところによるものとする。

7. 11 医薬品、非常食等の保管

医薬品等について、応急措置が出来るよう常備しておくものとする。

7. 12 消火設備等の点検

担当課（係）は、消火設備等について点検確認を行うものとする。

- (1) 消火器の数量、配置、位置
- (2) 消火栓ポンプ、水源
- (3) 消火栓ホース、筒先
- (4) 固定泡消火設備等（第3種消火設備）
- (5) 水噴霧消火設備
- (6) 消火用貯水槽
- (7) 非常用電源
- (8) 非常用照明設備

7. 13 防災資機材等の点検

担当課（係）は、防災資機材等について点検確認を行うものとする。

- (1) ガス検知器
- (2) 放送設備
- (3) ハンドマイク
- (4) 土のう
- (5) トランシーバー
- (6) その他の防災資機材

7. 14 製造施設等の措置

製造施設等は、運転状況に応じ原則として次の措置をとるものとする。

7. 14. 1 製造施設関係

製造施設は、運転を停止するものとする。

ただし、製造中のものは、製造を続行させ完了次第停止し、新たな製造は、行わないものとする。

7. 14. 2 危険物、高圧ガス、毒劇物等の受払い関係

- (1) 導管により受払いを行っている場合は、相手事業所と連絡をとり受払いを停止するものとする。
- (2) 船舶、タンクローリー等により受払いを行っている場合は、受払いを中止し、安全な場所に移動させるものとする。

7. 14. 3 屋外貯蔵タンク関係

- (1) 緊急遮断弁のあるものは、閉止するものとする。
- (2) タンクの元弁を閉止するものとする。
- (3) ノズル等の元弁を閉止するものとする。

7. 14. 4 ボイラー関係

- (1) 各製造施設の停止状況をみながら停止し、残圧を大気中に放出するものとする。
- (2) 燃料タンクの元弁を閉止するものとする。

7. 15 その他の施設等の措置

担当課（係）は、災害の発生防止又は軽減を図るため、次の措置をとるものとする。

- (1) 事業所、作業所の火気は、消火するものとする。
- (2) 高所作業及び火気取扱い作業は、中止するものとする。
- (3) トラック等への荷役作業は、中止するものとする。
- (4) 製品、容器の転倒の恐れがある場合は、安全な場所に移すか、転倒防止措置を行うものとする。
- (5) ボンベは、転倒防止用の鎖で固定し元弁を閉止するものとする。

7. 16 警戒宣言の解除

警戒宣言の解除が発令された時は、製造施設等に異常のないことを確認したのち運転を再開するものとする。

7. 17 地震・津波防災に係る教育訓練

担当課（係）長は、次の事項を課（係）員に周知徹底させるものとする。

7. 17. 1 教育

- (1) 警戒宣言に伴う地震防災応急対策
- (2) 地震及び津波に関する基礎知識
- (3) 緊急措置計画で定める事項
- (4) 点検計画で定める事項
- (5) 避難計画で定める事項

7. 17. 2 訓練

事業所の長は、地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の対策に係る訓練及び警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策に係る訓練を実施するとともに、防災関係機関の実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

8. 風水害対策

台風、異常気象に伴う大雨、洪水、内水、高潮、土砂及び強風（以下「風水害」という。）による被害の軽減を図るため、平時からの事前の備え、危険性が高まってきた場合の応急対策及び天候回復時の点検・復旧に関する内容について、「風水害対策の実施計画」を別に定め、その措置を講じなければならない。

9. 雜 則

9. 1 表彰

事業所の長は、保安管理について功労があった者に対して表彰を行うものとする。

9. 2 違反者への措置

事業所の長は、この規程に違反した者に対して就業規則等の定めるところにより適切な措置をとるものとする。

9. 3 認可申請の添付図書

事業所の長は、予防規程の制定又は変更認可申請をする場合、次の関係図書を添付しなければならない。

- (1) 予防規程適用範囲、火気使用区域及び火気使用禁止区域の位置図
- (2) 危険物及び高圧ガス施設の位置・名称を記載した配置図及び当該施設一覧表
- (3) 消火設備等（消火器を除く。）の位置図及び配管系統図
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の組織図（代行者も含む。）
- (5) 総務省消防庁が提供する屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールを使用し、被害予測を行った結果の各タンクのチャート図

9. 4 変更届の範囲

事業所の長は、予防規程の変更認可申請に該当しない次の事項を変更した場合は、市長に届出なければならない。

- (1) 別に定める関係基準、準用規程、細則その他の基準等の制定もしくは改定
- (2) 予防規程に該当しない危険物施設等の増減
- (3) 危険物施設保安員の選任、解任
- (4) 関係図書等の変更

附 則

この規程は、認可の日から施行する。